七　法第七十二条の二十五第八項から第十二項まで（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項並びに第七十二条の二十九第二項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第七十二条の二十六第四項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七十二条の三十一第二項及び第三項の修正申告書の提出

［七の二～十六　略］

［２～７　略］

附　則

（新型コロナウイルス感染症等に係る特定書面等地方税関係申告等）

第三十一条　法第七百四十七条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、第二十四条の三十九第一項の規定にかかわらず、同項に規定するもののほか、次に掲げるもののうち、地方税関係法令（法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。）の規定により書面等（同項に規定する書面等をいう。）により行うことその他の方法が規定されているものとする。

［一～四　略］

五　法附則第六十一条第二項の規定による申告書及び添付すべき書類の提出

第一号の三様式（第二条関係）

［様式　別紙二　挿入］

第一号の四様式（第二条関係）

［様式　別紙四　挿入］

第三号様式別表裏面（用紙日本産業規格Ｂ４）（第二条関係）

［様式　別紙六　挿入］

第四号様式（第二条関係）

［様式　別紙八　挿入］

第四号の二様式（第二条関係）

［様式　別紙十　挿入］

第五号の二様式（第二条関係）

［様式　別紙十二　挿入］

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙十四　挿入］

第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙十六　挿入］

第６号様式記載要領

１　この申告書は、法第72条の２第１項第１号又は第２号に掲げる事業を行う法人（同項第１号に掲げる事業と同項第２号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第３号に掲げる事業を行う法人を除く。）が仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第９条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。

［２～９　略］

七　法第七十二条の二十五第八項から第十二項まで（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項並びに第七十二条の二十九第二項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第七十二条の二十六第四項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七十二条の三十三第二項及び第三項の修正申告書の提出

［七の二～十六　同上］

［２～７　同上］

附　則

（新型コロナウイルス感染症等に係る特定書面等地方税関係申告等）

第三十一条　［同上］

［一～四　同上］

［新設］

第一号の三様式（第二条関係）

［様式　別紙一　挿入］

第一号の四様式（第二条関係）

［様式　別紙三　挿入］

第三号様式別表裏面（用紙日本産業規格Ｂ４）（第二条関係）

［様式　別紙五　挿入］

第四号様式（第二条関係）

［様式　別紙七　挿入］

第四号の二様式（第二条関係）

［様式　別紙九　挿入］

第五号の二様式（第二条関係）

［様式　別紙十一　挿入］

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙十三　挿入］

第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙十五　挿入］

第６号様式記載要領

１　この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第９条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。

［２～９　同左］